

NEWS LETTER

TOTAL MANAGEMENT SERVICE

05

2024

風薫る5月、GWはいかががお過ごしでしょうか？二十四節気では、立夏を迎える5月が、まさに夏の始まりです。クールビズもスタートして、これから暑い日が増えますので、くれぐれもお身体にはご自愛くださいませ。掲載内容に関するご不明点等は、お気軽にTFSコンサルティンググループまでお問い合わせください。



令和6年度の給与所得に係る住民税の特別徴収に注意

- ◆ 役員への賞与を損金に ～事前確定届出給与の活用～
- ◆ 2024年度の労災保険率と雇用保険料率
- ◆ 資金に関する経営指標 借入金依存度と運転資金

令和6年度の給与所得に係る 住民税の特別徴収に注意

給与所得に係る個人住民税の特別徴収について、5月中に令和6年度の通知が事業者へ届きます。特に定額減税対象者に係る個人住民税の特別徴収は通常とは異なるため、ご注意ください。

定額減税と 令和6年度の特別徴収

(1) 定額減税とは

居住者である合計所得金額1,805万円以下（給与の年収2,000万円以下に相当*）の納税者本人と、居住者である扶養家族（同一生計配偶者+扶養親族）を対象に、次の金額が減税（定額減税）されます。

対象者	所得税	個人住民税
1人につき	3万円	1万円

個人住民税では、令和6年度（一部令和7年度）の措置として、個人住民税の所得割額から控除されます。

(2) 定額減税の実施時期等

個人住民税は、地方公共団体が算定を行い、定額減税が反映された令和6年度分の納税額が通知等されます。事業者は、記載されている額を給与から天引きして、納付します。

なお、対象となる同一生計配偶者（控除対象配偶者を除く）に係る定額減税は、令和7年度分で実施される予定です。

(3) 給与に係る事務への影響

定額減税の対象者に係る令和6年度の特別徴収は、例年の6月ではなく1ヶ月遅い7月からスタートし、翌年5月までの11回の徴収となります。定額減税の対象外である場合は例年どおりであるため、その違いにご留意ください。

電子データでの受け取り

令和6年度分は、次の条件を満たす場合に、従業員等へ配付する「個人住民税特別徴収税額通知（納税義務者用）」を電子データで受け取ることができるようになりました。

- ✓ 令和5年分給与支払報告書をeLTAX経由で提出していること
- ✓ 個々の納税義務者に電子的提供ができる体制が整っていること
- ✓ 給与支払報告書を提出する際に、電子データでの受取を希望していること

これにより受取方法は、紙（正本）か電子データ（正本）かのいずれかとなります。受取方法は人別に選択することはできず、一律の選択です。そのため、電子データでの受取を選択し、従業員等へ配付する場合に、電子データでの受取が難しい従業員等に対しては、その者の同意を得た上でその者に代わって給与事務担当者等が印刷して配付するなど、代替手段を講じる必要があります。

また、事業者用の「個人住民税特別徴収税額通知（特別徴収義務者用）」も受取方法が変更されています。具体的には、令和6年度から電子データ（副本）が廃止されました。そのため、これまでは紙（正本）と電子データ（副本）の両方を受け取ることが可能でしたが、紙（正本）または電子データ（正本）のどちらかの選択となっています。この選択も、給与支払報告書を提出する際に選択をしたいずれかにより受け取ります。

* 収入が給与のみの場合。所得金額調整控除の適用がある場合は2,015万円以下に相当。

役員への賞与を損金に ～事前確定届出給与の活用～

社長や常務取締役などの法人税法上の役員に対して賞与を支給し、これを法人税の計算上損金として取扱いたい、と考えたときに活用できるのが「事前確定届出給与」です。

損金として認められる 役員への給与

法人税法上、役員に対して支給する給与^{※1}について損金として認められるのは、原則、次の3つのパターンとされています。

種類	特徴
定期同額給与	<ul style="list-style-type: none"> 基本的に1ヶ月以下の一定期間ごとに支給される同額の給与 事業年度の途中で給与の改定がある場合には、一定のルールを満たさないと定期同額給与と認められない
事前確定届出給与	<ul style="list-style-type: none"> いつ、誰に、いくら支給するか等を記載した所定の届出書を期限内に税務署へ提出することで、その記載のとおり支給した場合に限り損金として認められる 毎月定額でなくても認められる
業績連動給与	<ul style="list-style-type: none"> 利益や株価など一定の指標を基礎として算定する連動型の給与

これらのうち、役員に対して賞与を支給し、これを損金としたいと考えたときに利用できるのは、「事前確定届出給与」です。

利用するときの留意点

事前確定届出給与を利用するとき、特に留意しておきたい点は、次の2つです。

(1) 期限内に提出すること

届出書は、原則、次の①と②のうち、いずれか早い日^{※2}までに提出する必要があります。

- ① 株主総会等の決議により給与の定めをした場合におけるその決議日（その決議日が職務執行

開始日後である場合にはその開始日）から1ヶ月を経過する日

- ② その会計期間開始の日から4ヶ月（確定申告書の提出期限の延長特例の指定法人は別途定めあり）を経過する日

(2) 記載したとおりに支給すること

届出書に記載したとおりに支給をしないと損金としては認められません。たとえば100万円を支給すると記載があるのに、50万円しか支給しなければ、支給した50万円は全額損金不算入となります。

ただし次の事由の場合で、変更届を期限内に提出すると、変更後での損金が増えられます。

事由	届出書の提出期限
職制上の地位の変更や職務の内容の重大な変更その他これらに類するやむを得ない事情（臨時改定事由）が生じた場合	事由が生じた日から1ヶ月を経過する日
経営の状況が著しく悪化したことその他これに類する理由（業績悪化改定事由）が生じた場合 (注) 給与の支給額等を減額させる場合に限る	その事由によりその定めの内容の変更に関する株主総会等の決議日から1ヶ月を経過する日（変更前の直前の届出に係る定めに基づく給与の支給日がその1ヶ月を経過する日前にある場合には、その支給日の前日）

なお、3つのパターンに基づく支給であっても、それが不相当に高額な部分の金額と認められると、損金とは認められません。

事前確定届出給与を利用する場合には、事前に当事務所へご相談ください。

※1 取締役営業部長などの使用人兼務役員に対して支給する、使用人としての職務に対するもの等一定の給与を除く

※2 新設法人が設立時に開始する職務についてその定めをした場合には、その設立の日以後2ヶ月を経過する日

2024年度の労災保険率と雇用保険料率

労災保険率は、業種ごとに定められており、それぞれの業種の過去3年間の災害発生状況などを考慮して、原則3年ごとに改定されています。2024年度は改定の年で、3年前の見直しで改定が行われなかったことから、今回は6年ぶりの改定となります。

2024年度の労災保険率等

[労災保険率]

2024年4月からの労災保険率は、全体の平均では4.5/1000から4.4/1000となりました。54業種のうち、引き下げとなるのは17業種、引き上げとなるのは3業種です。主な変更業種は以下のとおりです。

業種	2018年度	2024年度	変化
林業	60/1000	52/1000	↓
食料品製造業	6/1000	5.5/1000	↓
木材又は木製品製造業	14/1000	13/1000	↓
パルプ又は紙製造業	6.5/1000	7/1000	↑
金属材料品製造業	5.5/1000	5/1000	↓
金属製品製造業又は金属加工業	10/1000	9/1000	↓
電気機械器具製造業	2.5/1000	3/1000	↑
ビルメンテナンス業	5.5/1000	6/1000	↑

[特別加入保険料率]

一人親方などの特別加入に係る第2種特別加入保険料率の改正も行われ、25区分のうち、以下の5区分が引き下げとなります。

事業又は作業の種類	2018年度	2024年度
個人タクシー、個人貨物運送業者、原動機付自転車又は自転車を使用して行う貨物の運送の事業	12/1000	11/1000
建設業の一人親方	18/1000	17/1000
医薬品の配置販売業者	7/1000	6/1000
金属等の加工、洋食器加工作業	15/1000	14/1000
履物等の加工の作業	6/1000	5/1000

[請負による建設の事業に係る労務費率]

労災保険料は、事業主がその事業に使用するすべての労働者に支払う賃金の総額（以下、賃金総額）に、労災保険率を乗じて算定することを原則としています。

ただし、請負による建設の事業で事業の特殊性により、賃金総額を正確に算定することが困難な場合は、賃金総額算定方法の特例が認められています。

この特例では、請負金額に労務費率を乗じて得た額を賃金総額としますが、ここで用いる労務費率についても以下の引き下げの改定が行われました。

「鉄道又は軌道新設事業」：24% → 19%

「その他の建設事業」：24% → 23%

2024年度の雇用保険料率

2024年度の雇用保険料率は、2023年度から変更がなく、下表のとおりとなります。

事業の種類	従業員負担	会社負担	合計
一般の事業	6/1000	9.5/1000	15.5/1000
農林水産・清酒製造の事業	7/1000	10.5/1000	17.5/1000
建設の事業	7/1000	11.5/1000	18.5/1000

資金に関する経営指標 借入金依存度と運転資金

ここでは、経営者として知っておきたい資金に関する経営指標として、借入金依存度と運転資金についてご紹介します。

借入金依存度

借入金依存度とは、企業が保有している資産（総資本）のうち、どのくらいが外部からの借入金（短期借入金＋長期借入金＋社債）によって賄われているかを示す経営指標です。算出式は以下のとおりです。

借入金依存度

$$= \text{有利子負債}^* \div \text{総資本} \times 100 (\%)$$

一般に、借入金依存度が高い企業は、金利上昇時に経営や業績に与える影響が大きくなるため、財務の健全性が低いとみなされます。

目安として50%を超えると健全性が低いと判断されます。

借入金依存度を改善する（引き下げる）には、利益を増やすなどして自己資本を厚くするか、在庫の圧縮、遊休資産の圧縮などにより手持ち資金を増やして借入金の返済に充てるなど、有利子負債の削減に努める必要があります。

運転資金

販売先からの売上代金の回収時期と、仕入先に対する支払時期との時間差により生じる資金需要を埋めるために必要となる資金を「運転資金」といいます。算出式は以下のとおりです。

運転資金

$$= \text{売上債権（受取手形＋売掛金）} + \text{棚卸資産} - \text{仕入債務（支払手形＋買掛金）}$$

資金収支のズレは、主に販売先からの回収条件と仕入先に対する支払条件との差異、あるいは売上の変動により生じます。販売先からの売上代金の回収時期が仕入先への支払時期よりも遅くなれば、支払いが先行します。そこで代金回収までの間、資金を立て替えることになり、運転資金は増加します。また、事業が順調に進み売上が伸びている局面では、それに対応して売掛金や在庫も増えていき、運転資金も増加します。

運転資金を圧縮する方法を以下にまとめました。運転資金の増加が気になる方は、参考になさってください。

(1) 売上債権の回収

- 得意先ごとに債権管理を徹底し、売上債権の回収もれを防止する
- 滞留債権を早期に発見し、早期に回収をする
- 取引条件を見直す（手形回収の割合を小さくする、現金販売の比率を高めるなど）

(2) 棚卸資産（在庫）の管理

- 売れ筋在庫、死に筋在庫を把握し、計画に基づく生産・発注により、適正在庫を保つ

(3) 仕入・支払計画の見直し

- 支払条件の厳しい仕入先からの仕入を減らす（支払条件の緩やかな仕入先のウエイトを高める）
- 締め日直後の仕入を増やすなど、資金負担に配慮した仕入計画を立てる

※有利子負債とは、短期借入金＋長期借入金＋社債で算出され、企業が利子をつけて返済しなければならない負債のことをいいます。

増加に転じた非正規従業員数と非正規で働く理由

今年2月に発表された調査結果*から、非正規従業員数の推移や非正規として働く理由に関するデータをみていきます。

増加に転じた従業員数

上記調査結果から、年平均の職員・従業員（以下、従業員）数を正規と非正規の別にまとめると、表1のとおりです。

【表1】正規・非正規別の従業員数の推移（万人）

	正規の従業員	非正規の従業員
2019年平均	3,515	2,173
2020年平均	3,556	2,100
2021年平均	3,587	2,075
2022年平均	3,588	2,101
2023年平均	3,606	2,124

総務省統計局「労働力調査（詳細集計）2023年（令和5年）平均結果」より作成

非正規の従業員数はコロナ禍の2020年と2021年は減少したものの、2022年には増加に転じ、2023年平均は2,124万人となりました。また、正規の従業員数は増加を続けています。

なお、正規と非正規の割合は、非正規が36～38%、正規が61～63%程度で推移しています。

非正規で働く理由

このように、従業員数のうち非正規が4割近くを占める状況が続いていますが、同調査結果から、非正規従業員として働く理由をまとめると、表2のとおりです。

2023年の状況をみると、「自分の都合のよい時間に働きたいから」が34.7%で最も高くなりました。直近5年間は30%以上で推移し、上昇傾向にあります。反対に、「正規の職員・従業員の仕事がないから」は低下傾向にあり、2023年平均では10%を割り込みました。

柔軟な働き方への対応を

非正規従業員の数は増加傾向にあり、こうした働き方を望む労働者が一定数いることがわかります。人材不足の企業では、このニーズを取り込んだ柔軟な働き方を可能とする体制を構築していくことが、一つの対応策となるものと思われる。

【表2】非正規の従業員等に関する主な理由の内訳と推移（%）

	2019年平均	2020年平均	2021年平均	2022年平均	2023年平均
自分の都合のよい時間に働きたいから	30.6	31.0	32.8	33.5	34.7
家計の補助・学費等を得たいから	19.0	19.8	19.3	19.2	18.3
家事・育児・介護等と両立しやすいから	13.5	12.0	10.9	10.9	11.2
通勤時間が短いから	4.6	4.8	4.8	4.7	5.1
専門的な技能等をいかせるから	7.3	8.0	8.2	8.1	8.1
正規の職員・従業員の仕事がないから	11.6	11.5	10.7	10.3	9.6
その他	13.4	13.0	13.3	13.3	13.0

総務省統計局「労働力調査（詳細集計）2023年（令和5年）平均結果」より作成

*総務省統計局「労働力調査（詳細集計）2023年（令和5年）平均結果」

全国の約4万世帯とその世帯員（就業状態は世帯員のうち15歳以上の者（約10万人））を対象にした調査です。詳細は以下のURLのページ中段の結果概要表から2023年の結果で確認いただけます。

<https://www.stat.go.jp/data/roudou/sokuhou/nen/dt/index.html>

夏に向けての準備が始まる時期です。夏季賞与の支給に向けた準備もそろそろ始まります。時期が来て慌てないように、計画を立てて早めに準備をしましょう。

01 定額減税（所得税）への対応の準備



2024年分で実施される定額減税のうち、所得税分については6月より控除が始まることから、これに向けた準備を行います。

具体的には、2024年6月1日以後最初に支払う給与等の源泉徴収税額から、その支払時点での定額減税額を控除します。控除しきれない分については、その後の2024年中に支払われる給与等に対する源泉徴収税額から控除します。

この控除額を計算するための事前準備として、まずは

- ① 控除対象者の確認（2024年6月1日時点の在籍者で、扶養控除等申告書を提出している居住者）
- ② 控除対象者の同一生計配偶者と扶養親族（いずれも居住者）の確認（扶養控除等申告書等で人数を確認）を行います。特に②について、16歳未満の扶養親族も定額減税の対象となりますので、見落としがないようにご注意ください。

02 住民税の改定対応



6月は特別徴収を行う住民税の改定月です。5月の給与計算を終え最終変更がないことを確認した上で、早めに給与計算ソフトのマスターデータ（住民税の額）を変更しておきましょう。

なお、2024年度は定額減税が実施されます。この影響で、定額減税の対象となる方については、6月分の特別徴収が行われません。自治体より送付される特別徴収税額通知には、7月分以降の11ヶ月分の納税額として定額減税控除後の金額が記載されていますので、これに従って処理を行ってください。

03 自動車税の納付



4月1日現在、自動車（軽自動車を除く乗用車やトラックなど）を保有している場合には、自動車税が課されます。自動車税は軽自動車と異なり、各都道府県に納める税金です。自動車税の納付は各自へ到達される納付書に基づき、5月中において各都道府県の条例で定める日までに納付しなければなりません。保有車両の排気量や用途などにより税額が異なりますが、一部グリーン化税制により税が軽減される場合もあります。

04 夏季賞与決定までの準備



夏季賞与を支給する場合には、賞与の支給額を決めるための準備が必要です。業績や勤務成績などの情報を整理し、人事評価資料の配付などを行いましょう。

05 障害者雇用納付金の申告



2023年4月から2024年3月までの12ヶ月間のうち、常時雇用している労働者数が100人を超える月が5ヶ月以上ある場合、事業主は障害者雇用納付金の申告義務があります。

06 健康診断の実施



春の定期健康診断を実施する事業者は、医師・診療機関との最終確認、受診もれ者、追加者がいないかの確認をしましょう。当日やむを得ない事情で受診できない社員は、医師・診療機関へ後日の受診ができるかどうかの確認をし、受診を促します。

なお、事業所単位において常時50名以上の労働者を雇用している場合は「定期健康診断結果報告書」を所轄の労働基準監督署に遅滞なく提出します。

月初のゴールデンウィークの休みがある事業者は、稼働日が少ない月となります。効率よく業務を行えるように計画を立てましょう。

日	曜日	六曜	項目
1	水	先勝	
2	木	友引	
3	金	先負	憲法記念日
4	土	仏滅	みどりの日
5	日	大安	こどもの日 立夏
6	月	赤口	振替休日
7	火	先勝	
8	水	仏滅	
9	木	大安	
10	金	赤口	●源泉所得税・復興特別所得税・住民税特別徴収分の納期限（4月分）
11	土	先勝	
12	日	友引	
13	月	先負	
14	火	仏滅	
15	水	大安	●障害者雇用納付金の申告期限
16	木	赤口	
17	金	先勝	
18	土	友引	
19	日	先負	
20	月	仏滅	小満
21	火	大安	
22	水	赤口	
23	木	先勝	
24	金	友引	
25	土	先負	
26	日	仏滅	
27	月	大安	
28	火	赤口	
29	水	先勝	
30	木	友引	
31	金	先負	●自動車税の納期限 ※都道府県の条例で定める日まで ●健康保険・厚生年金保険料の支払期限（4月分）